

# 林野

8

2023  
No.197



特集

森林所有者、林業・木材産業等関係者の皆様における  
消費税インボイス制度への対応について

# 令和5年 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰

## 受賞者紹介

### 緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰とは？

緑化推進運動の実施について、顕著な功績のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が決定し、表彰を行うものです。令和5年は13の個人・団体が受賞されました。本誌では毎号、受賞者の方々をご紹介します。

### 特定非営利活動法人 わたらせ未来基金 (栃木県小山市)

同団体は、平成13年の設立以来、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地において、

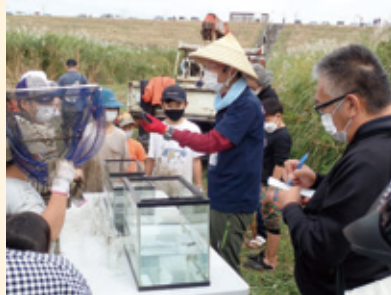
- 外来種の除去やヨシ刈り等の湿地保全作業に継続的に取り組んできたこと
  - 地域の学校等と連携して生物調査会等を行ってきたこと
  - 上流の足尾山地において、土作りや苗木の育成、植樹、シカ食害防止対策等に取り組んできたこと
- などが評価され、受賞されました。

特定非営利活動法人 わたらせ未来基金ホームページ

▶ <https://www.watarase-mirai.org/>



▲ ヨシ刈り作業



▲ 遊水地の生物調査



▲ 足尾山地における植樹活動

過去の受賞者については林野庁ウェブサイトをご覧ください。  
[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson\\_ryokka/hyosyo/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson_ryokka/hyosyo/index.html)



人と森をつなぐ情報誌



8  
2023  
No.197

表紙の写真：水戸市民会館（茨城県） 写真提供：竹中工務店

webアンケートにご協力をお願いします！

<https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/kouhou/202308.html>



## Contents

- 03 **特集** 森林所有者、林業・木材産業等関係者の皆様における消費税インボイス制度への対応
- 08 TOPICS 01 森林環境譲与税に関する広報活動の展開
- 10 日本の林業遺産を知ろう！ 能登のアテ林業
- 12 森林を活かす都市の木造化 木のイノベーションで森とまちの未来をつくる
- 14 海外・現場最前線からの便り 米国発イノベーションを日本経済が取込むために
- 16 国有林野事業の取組 えりも岬緑化事業70周年記念行事
- 18 TOPICS 02 豊富な保証実績により経営をサポート～林業信用保証のご案内～
- 19 みどりの大使が行く！ 森のようちえん

### お詫びと訂正

7月号の記事において、  
記載内容に誤りがありました。

訂正箇所 2頁 小学校の名称  
(誤)「戸南小学校 御所野愛護少年団」  
(正)「一戸南小学校 御所野愛護少年団」





# INVOICE

特集



森林所有者、林業・木材産業等関係者の皆様における

## 消費税インボイス制度への 対応について

消費税の軽減税率の実施に伴い、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が本年10月1日から業種横断的に開始されます。森林所有者、林業・木材産業等関係者の方々に制度をよくご理解いただき、それぞれの取引実態を踏まえて適切な準備を行っていただく一助となるよう、今回ポイントをご紹介します。



# 消費税とインボイス制度とは

消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税であり、消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。

また、納税する消費税額は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いて計算します（仕入れに係る消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます）。この仕入税額控除を受けるためには、現行制度では「帳簿」と「区分記載請求書の保存」が必要とされています。

インボイス制度は、複数税率に対応した仕入税額控除の方式のことであり、本年10月1日から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス（適格請求書）を発行してもらい、保存しておく必要があります（図2）。

このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者（課税事業者）のみが発行できます。免税事業者は、インボイス発行事業者の登録を受けられないためインボイスの発行ができません。なお、登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

各事業者の納付税額合計に対応

図1 消費税の仕組み（イメージ）

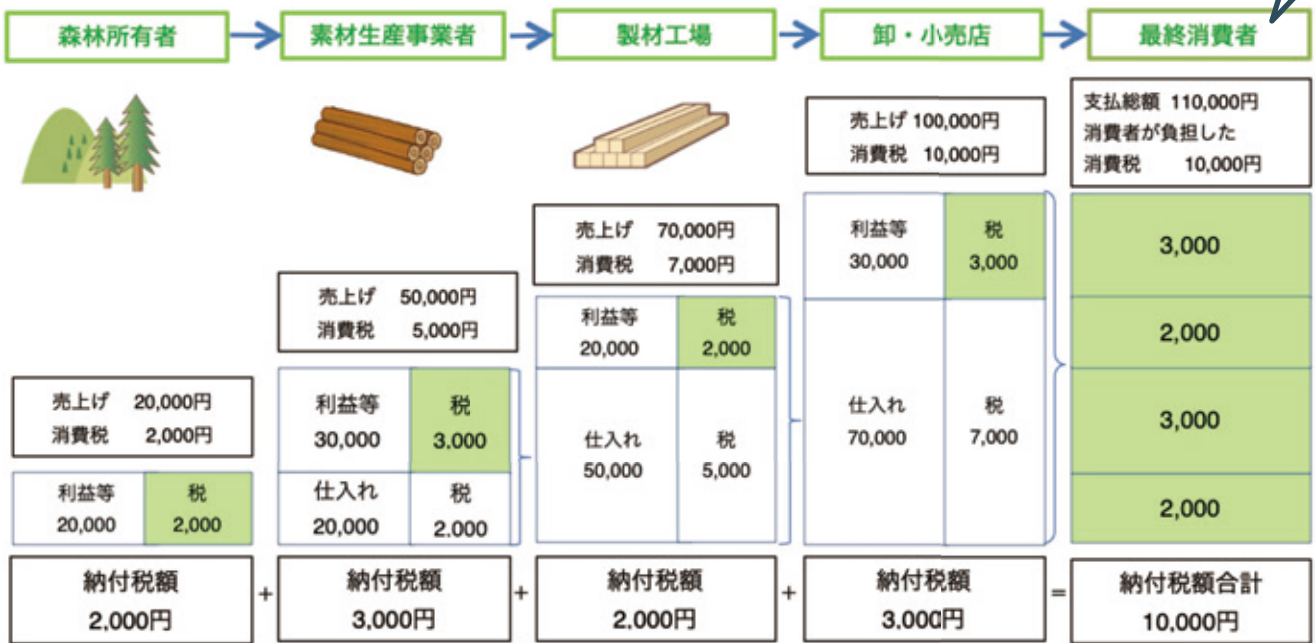


図2 納付する消費税額の計算方法

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります

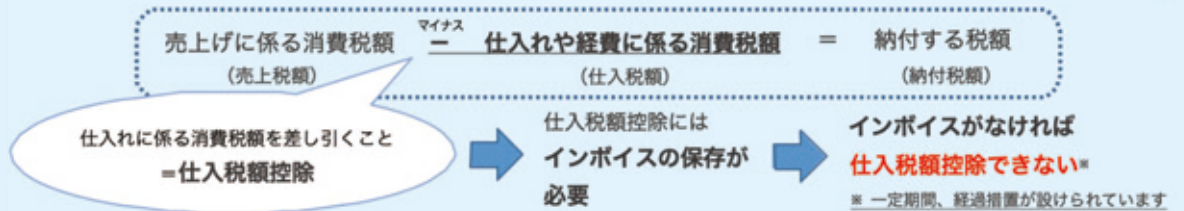
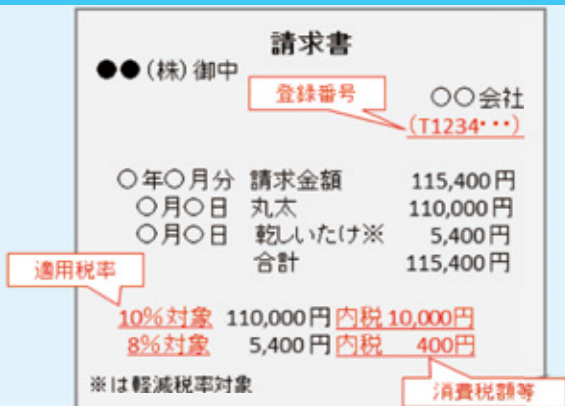


図3 インボイスのイメージ



赤字が従来の区分記載請求書との変更点

※ 登録番号は、登録後に税務署から通知されます。

「インボイス」という名称の書類を新たに作成する必要はなく、現在の請求書や領収書等に不足する項目を追加するイメージとなります（図3）。

「インボイス（適格請求書）」は、丸太等の商品を購入した買手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために、登録番号※、適用税率、消費税額等を記載した請求書や納品書などのことをいいます。

# インボイスとは



# インボイス制度のスケジュール及び経過措置

## (1) 登録申請手続

制度開始日（10月1日）からインボイス発行事業者となるためには、9月30日までに登録申請書を提出する必要があります。ただし、登録通知が届くまで一定期間を要するため（e-Tax提出：約1ヶ月半、書面提出：約3ヶ月）、登録を受けることをお決めの方は、早めの申請をおすすめします。

なお、制度開始後に登録申請を行うことも可能です。免税事業者が制度開始後に登録を受ける場合、令和11年9月30日の属する課税期間までの間は、登録希望日（提出日から15日以降の事業者が希望する日）から登録を受けることができる経過措置が設けられています。

## (2) 免税事業者との取引に係る経過措置等

インボイス制度では、免税事業者などインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除を行うことができません。しかしながら、制度の開始後6年間（令和11年9月30日まで）は、免税事業者等からの課税仕入れについても、一定の割合で仕入税額控除がで

きる経過措置があります。

また、制度の開始後3年間は、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合には、納付税額を売上げの消費税額の2割とすることができる負担軽減措置（2割特例）があります。

## インボイス制度への対応

インボイス制度が開始されるに当たり、森林所有者、林業・木材産業等関係者の皆様には、次のような対応や検討が必要になります。

### 課税事業者の場合

基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者等。消費税の納税義務があります。

#### 〈仕入先との関係〉

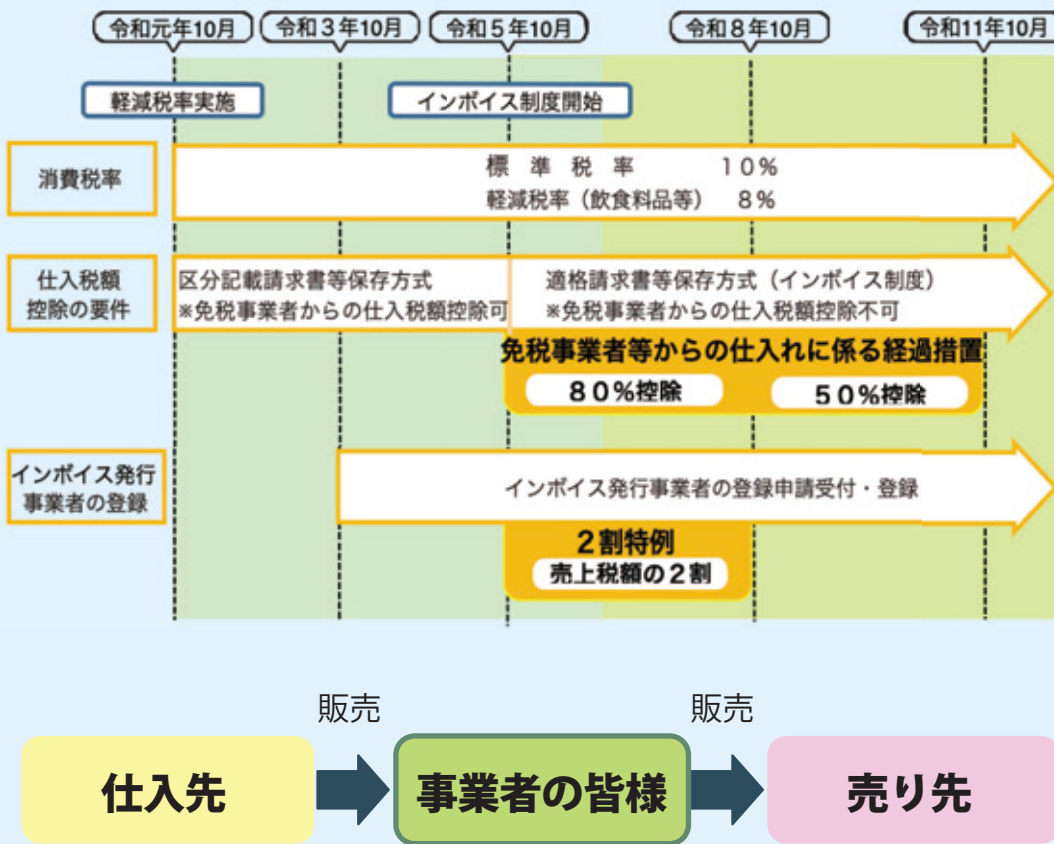
- 1 仕入先がインボイス発行事業者であるか確認する必要があります。
- 2 仕入税額控除を適用するためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- 3 仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響（※1・2）を踏まえて、仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っ

て決めておいて下さい。その際、一方的な取引価格の引下げや取引の打切りは、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）となるおそれがあります。また、消費税の性質上、免税事業者であっても自らの仕入れや諸経費に係る消費税を負担しているため、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があります。

※1 仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後6年間は、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています（図3）。

※2 課税売上高が1億円以下である

図4 インボイス制度のスケジュールと経過措置等





事業者は、制度開始後6年間は、税込1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる措置が設けられています。

### 〈売り先との関係〉

- 4 インボイス発行事業者となるためには、**税務署長の登録を受ける必要**があります。
- 5 インボイスとして売り先に発行する請求書等に、現行の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号、適用税率（8%、10%）、消費税額等を記載する必要があります。
- 6 **売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。**



### 簡易課税事業者の場合

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択できます。売上税額から消費税の納税額を計算します。

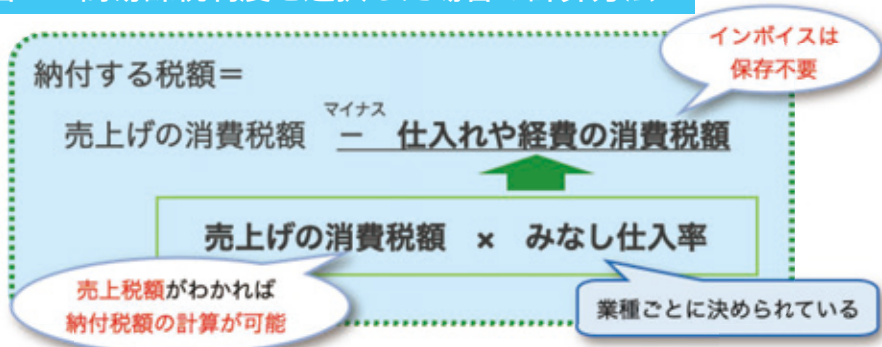
### 〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。  
※ 売上税額と「みなし仕入率」によって消費税の納税額を計算するため、仕入先からインボイスを発行してもらう必要はありません。

### 〈売り先との関係〉

課税事業者の場合の①〜③と同じ

図5 簡易課税制度を選択した場合の計算方法



事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種	卸売業	90%
第二種	小売業、農林漁業（飲食料品）	80%
第三種	製造業、農林漁業（飲食料品除く）等	70%
第四種	その他事業（飲食店業等）	60%
第五種	サービス業等	50%
第六種	不動産業	40%

消費税の申告に際して、仕入れや経費の消費税額の実額計算、インボイスの保存が不要となり、事務負担の軽減を図ることができます！

（注）簡易課税制度の適用には、事前の届出書の提出と、基準期間の課税売上高が5,000万円以下であることが必要です。

### 免税事業者の場合

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者。消費税の納税義務が免除されます。

### 〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。

### 〈売り先との関係〉

- 1 インボイスを発行できません。
- 2 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、森林組合、農協、事業協同組合等への委託販売を行う場合（組合員が無条件委託方式かつ共同計算方式により販売委託



するものに限ります<sup>※1</sup>、卸売市場を通じた生鮮食品等の委託販売を行う場合（中央・地方卸売市場とそれらに準ずる市場に限ります）は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。

※1 原木市場等では、一般的に、それぞれの産に含まれる出荷者の材の数量が把握でき、出荷者ごとの材の数量と産ごとの単価により計算されますが、このような精算方法は共同計算方式には当たりません。

③ 売り先が簡易課税制度を選択していない課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため<sup>※2・3</sup>、**売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っ**て決めておいて下さい。なお、今後の経営発展等を考えて、**課税事業者（簡易課税事業者を含む）へ転換することも選択肢の一つとして考えられます**。<sup>※4・5</sup>

※2 制度開始後6年間は、免税事業者の発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています（図3）。

※3 売り先が課税売上高1億円以下の事業者である場合、制度開始後6年間は、税込1万円未満の少額な取引について、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる

措置が設けられているため、これまでの取引と変わりません。

※4 インボイス発行事業者の登録を受けるかどうか（課税事業者等へ転換するかどうか）は事業者の任意です。

※5 インボイス制度を機に、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始から3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置（2割特例）が設けられています。2割特例は確定申告時に選択することができ、当該事業者が簡易課税制度を選択していたとしても、確定申告時に2割特例を選択することができます。（図3）

## 免税事業者との取引における留意事項

仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討する場合は、制度開始後6年間は一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。このことについてのみ、一方的な取引価格の引下げや取引の打ち切りなど、独占禁止法上の問題（優越的地位の濫用）等とならないように注意する必要があります。

例えば、取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定割合の仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げるなどと一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれがあります。このことは、親事業者と下請事業者の間でも同様に下請法上問題となるおそれがあります。

また、消費税の性質上、免税事業者であっても自らの仕入れや諸経費に係る消費税を負担しているため、その分は免税事業者の取引価格に織り込まれる必要があります。

詳しくは、公正取引委員会等の関係省庁連名で「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」が公表されていますので、ご参照ください。

公正取引委員会ホームページ



## 最後に

本年10月から開始されるインボイス制度に向けて、森林所有者、林業・木材産業等関係者の皆様が、それぞれの取引実態を踏まえて適切に準備いただくよう、林野庁では、全国の各事業者の方々に対象としたオンライン説明会をはじめ、各業界団体等における説明会や、ウェブサイトやリーフレット、広報媒体等による周知、相談窓口による個別相談などの対応を行っています。

インボイス制度の基本的な内容や、業界特有の対応、このようなケースではどのように考えれば良いか等の具体的な質問、地域等での説明会の開催に当たっての講師の派遣依頼、機関誌への寄稿等に対応いたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

### 林野庁のインボイス制度に関する相談窓口

林野庁企画課 03-3502-8111（内線 6064）  
【受付時間】 9:30～17:00（土日祝除く）  
メールアドレス syouhizei\_rinya@maff.go.jp

インボイス制度の基本的な内容や、業界特有の対応に係るご質問から、地域等での説明会の開催に当たっての講師派遣、広報誌への寄稿等、お気軽にご相談ください！

林野庁インボイスサイト

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/syohizei\\_invoice.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/kinyu/syohizei_invoice.html)



# 森林環境譲与税に関する 広報活動の展開

## 1 広報活動の必要性

森林環境譲与税は、令和元年度から、全国の市区町村で、間伐等の森林整備、人材育成・担い手の確保、木材利用・普及啓発などの取組に活用されています。令和6年度からは、森林環境譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まります。納税者の皆様に新たな税の負担をご理解いただくためには、これまでの森林環境譲与税による取組の成果・効果を分かりやすく伝えていくこと（広報活動）が極めて重要となっています。

本稿では、林野庁と自治体による森林環境譲与税の広報活動をご紹介します。

## 2 林野庁による広報活動

林野庁では、森林環境譲与税を活用した各地の特徴的な取組を収集して、情報発信しています。

毎年度、自治体による森林環境譲与税の事例集を作成・公表しており、令和3年度の事例集では、市町村による93事例、都道府県による102事例を紹介しました。また、令和4年度には、本誌（情報誌「林野」）で、12回にわたり各地における取組事例を紹介しました。その他、林野庁SNSによる情報発信を随時行っています。



令和4年12月には、森林環境譲与税の成果を国民の皆様に分かりやすくお伝えするため、パンフレット「森林を活かすしくみ」～森林環境譲与税を活用した森林の整備～」(A3判二つ折り)を作成しました。

同パンフレットでは、森林環境譲与税等の仕組みとともに、7つの自治体による取組事例も紹介しています。同パンフレットは、約4万部印刷して、都道府県を通じて全国の市区町村に提供するとともに、同じ内容のパネル(A1判4枚組)も併せて作成し、それぞれ印刷可能なファイルを林野庁ウェブサイトに掲載しました。

林野庁では、関連する森林・林業関係行事で、パンフレットとパネルを活用した広報活動を展開しており、自治体でも、関連行事で活用されています。

## 3 自治体における広報活動の事例

林野庁では、令和5年4月に、自治体における広報活動の参考としていただくために、市区町村の取組を中心とする「森林環境譲与税に関する広報」自治体における取組事例」を作成しました。

本事例集では、①使途公表HPの工夫、②広報誌の活用、③独自の広報資材の作成、④事業箇所等への表



森林環境譲与税パンフレット

森林を活かすしくみ～「森林環境譲与税」を活用した森林の整備～

林野庁 HP [https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/kankyousei\\_jouyozei-1.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/kankyousei_jouyozei-1.pdf)





示、⑤事業のプレスリリースの分野別に、市区町村の49事例と都道府県の3事例を紹介しています。特に、①については、インターネット検索の普及を踏まえて、使途公表HPの情報充実させる事例、②については、全世帯に配布される広報誌に、地元関係者のインタビューなどを含む記事を掲載する事例、④については、施策を実施した箇所や成果物に財源を表示・記載する事例が見られます。

例えば、三重県津市は、「広報津」2021年12月1日号に「森を守る税はどんなことに使われているの？」を掲載しました。市のPRキャラクターによる対話の形式で、森林環境税・森林環境譲与税の創設の背景や仕組みなどを分かりやすく解説しています。

また、東京都豊島区では、連携自治体である長野県箕輪町において、森林環境譲与税を活用して整備を行っている森林「としまの森・みのわ」の紹介動画を作成しています。

#### 4 今後の展開

今年度は、来年度からの課税開始に向けて、これまでに作成したパンフレットとパネルを一層活用するとともに、総務省が作成する予定の森林環境税の広報ツール（ポスター等）も活用しながら、広報活動の一層の強化に取り組んでまいります。

引き続き、自治体と協力しながら、森林環境譲与税による成果を積極的に広報してまいりますので、皆様方にも、お力添えを頂けるよう、よろしくお願致します。

### 三重県津市



**SHIRO MOCHI & MISUGINA**

シロモチくんとおみずぎんが語る津市政 vol.37

## 森を守る税はどんなことに使われるの？

～森林環境税で豊かな森を守り育てよう～

令和2年度から森を守るための新しい税が1人1,000円の負担のこになりましました。この税はどのように使われるのでしょうか。シロモチくんが島の林務みずぎんに尋ねました。

**1人年額1,000円を徴収**

ふえぬえ、みずぎん。森林に関する新しい税金がはじまるって聞いたんだけど？

そうなんだ。森林環境税って1人の税金ができて、令和2年度から課税・徴収されるんだ。森林には雨水を蓄えるガムの役割や、土砂崩れを防いでいるいろいろな機能があって、その恩恵をみんなが受けているんだ。手、手入れができなくて困っている森林が全国にたくさんあって、そんな森林をみんなで支える仕組みなんだ。

その森林環境税はどのように徴収されるの？

△令和2年度から1人年額1,000円を上限として、市町村が徴収することになっているんだ。

△徴収の幅っていろいろだけど、市町村にはどうやって配分されるの？

△国に一定額を分け、森林環境譲与税として関係などを実施する市町村に分配、それを支えるる市町村の役割に1割の割合で分けられるんだ。

△森林環境譲与税はいつ頃に使うの？

△津市は自分で森林の手入れができている人に代わって、関係の恩恵を受ける森林環境管理制度に使うんだ。

**森を育てる**

△森林の経営ってどういうこと？

△森林の経営ってというのは、山に苗木を植え、下

SHIRO MOCHI & MISUGINA

シロモチくんとおみずぎんが語る津市政 vol.37

問い合わせ 林業課 0262-7025 0264-1000

刈りや枝打ち、間伐をしながら育てる木を伐採し販売する。そして再び山に苗木を植えるという循環していく仕組みのことなんだ。

それが林業をすることだね。

△そうなるって林業が得意な人も増えるよ。

△だから令和2年度から始まった森林環境管理費って、森林の経営管理を市に委託することができるようになったんだ。

**現場で立ち会い現場を決定**

△例えば、自分の山がどこにあるかわからない人がいるって聞いたことあるよ。

△「おじいちゃんの家までは山の森林との境界もはっきり分かってはいたんだけど、自分たちはどこが自分の山なのか分からなかったりして結構悩んでたよ。

△森林の境界はどうやって決めるの？

△山の人と現場で立ち会いして、お互いに納得した上で境界を決めるんだ。でも、山の境界になる自分で把握していない人が多いから、山に詳しい人に立ち会いをお願いすることもあるよ。

△決めた境界は分かりやすく残すことあるよ？

△立ち会いによって決めた境界に杭を打って誰が見ても分かるようにするんだ。また、測量した図面も「林相図」に写すんだ。

**森林整備を始める**

△でも森林環境税は令和6年度から課税されるのだから、どうしようって思っているの？

△国費でできない森林は津市から「森林環境管理費」として管理していくことになるよ。また、所有者が別の森林についても、津市が経営管理をすることができるようだよ。

**森林整備を始める**

△でも森林環境税は令和6年度から課税されるのだから、どうしようって思っているの？

△国費でできない森林は津市から「森林環境管理費」として管理していくことになるよ。また、所有者が別の森林についても、津市が経営管理をすることができるようだよ。

**森林整備を始める**

△でも森林環境税は令和6年度から課税されるのだから、どうしようって思っているの？

△国費でできない森林は津市から「森林環境管理費」として管理していくことになるよ。また、所有者が別の森林についても、津市が経営管理をすることができるようだよ。

### 東京都豊島区



森林環境譲与税に関する広報—自治体における取組事例—

林野庁 HP <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouhoutorikumijirei-1.pdf>







高齡マアテ林



白滝アテ天然林



アテ試験地の択伐林



元祖アテ

# 日本森林学会による 日本の林業遺産を知ろう!

## 能登のアテ林業

一般社団法人 日本森林学会 林業遺産選定委員長 京都大学 ふかまち か つ え 深町加津枝

石川県能登地方のアテ林業に特有の技術体系は、江戸時代中期から発展してきました。アテは、ヒノキアスナロ (*Thuopsis dolabrata* Sieb. et Zucc. var. *hondae* Makino) の地方名であり、能登を中心とした日本海側に分布しています。アテ材は、「能登ヒバ」とも呼ばれ、湿気による腐朽に対して強い特性を持ち、建築材料などとして利用されてきました。アテの品種は、発根力と材質に重点をおいて選抜、淘汰されてきました。赤褐色でなめらかな樹皮でねじれのあるマアテは輪島市に分布し、灰褐色でスギ肌状のクサアテは穴水町に、ねじれないエソアテ、スズアテはそれぞれ七尾市、珠洲市と能登町の一部に分布します。ゴツゴツとした樹皮でねじれがあるカナアテは全域に分布します。

奥能登にはアテの天然生林が点在し、輪島市門前町浦上地内の「元祖アテ」は、樹齢約450年とされています。同地域にある高齡マアテ林は、林齢約180年、幹回りが260cmを超える大木の造林地です。アテの人工植栽の面積は、江戸時代に輪島漆器の林地などの需要が増加するにつれ拡大してきました。主に小規模な農家林家の副業的経営の中で造林が行われ、耐陰性が強いアテの特長が最大限に活かされてきました。1972年発行の



「アテ造林史」(斎藤晃吉編、石川県林業試験場)には、アテ造林の歩みやアテ材の特徴がまとめられています。また、石川県健康の森には森林科学館があり、アテ林業などの展示があります。輪島市三井町にはアテ試験林があり、様々な調査研究が行われてきました。

アテの更新には、強い発根性を利用した「伏条更新<sup>注1</sup>」、「直ざし<sup>注2</sup>」、「空中取り木<sup>注3</sup>」という方法があります。施業にあたっては、林齢の異なったアテを同時に育てるとともに、アカマツやスギなど他の樹種と混交することにより、継続して森林資源を利用する工夫がなされてきました。石川県農林総合研究センター林業試験場の小谷二郎さん(森林環境部長)は、「アテ材は、優れた性能に加え、ヒノキチオールを多く含み、シロアリに強く耐久性が高いことが分かっています。アテ林業は体系化された素晴らしい林業の一つで、資源量をどうやって維持して増やしていくかがこれからの課題。」と語っています。



アテの空中取り木



アテの柁目板を使った丸盆



輪島キリコ(輪島キリコ会館)



行政、研究者、製材業者の連携

江戸時代、アテ材は漆器の木地や漆を塗るハケの材料などとして主に輪島で利用されました。丸盆などの曲物生地には主にアテの柁目板が使われ、薄い板を水に浸し柔らかくして輪に曲げて作られました。能登のキリコ祭の切籠<sup>こ</sup>(注: 切子灯籠を縮めた略称で、神輿とともに氏子たちによって、練り歩かれる巨大な御神灯のこと。)には部に適した木材が使われており、しなりと強度があるアテ材は、柱や担ぐ棒に利用されてきました。またアテ材は、船で金沢に運ばれ、屋根を葺く材料や帆船の帆柱としても利用されました。石川県奥能登農林総合事務所の一二三悠穂さん(林業指導専門員)は、「林業遺産を通して山側と町の人たちが、互いをもっと知り、身近に感じてほしい。アテがどこでどうやって育てられてきたのか、持続可能な森林経営の本質をたくさんの人に伝えていきたい。」と熱く語ってくれました。

明治期以降になると、アテ材の需要増加に伴い、薪炭林伐採跡地などで拡大造林が行われ、クサアテの単層林が拡大しました。一方、林業を取り巻く状況が変化する中で、択伐林を維持した林分が少なくなっています。林業従事者が減少し、将来のアテの後継樹をどうするかなどの課題があります。そうした中で、林業従事者、行政、研

究機関などが連携し、低コスト施業を目指した新たな取り組みが始まっています。また、地元製材業者による能登ヒバのブランドを活かした新たな商品開発、材の長所を活かした集成材やCLTへの研究開発も進められています。

能登森林組合の亀井順一郎さん(代表理事組合長)は、「能登では海と山、農林漁業が上手く繋がりがら暮らしが成り立ってきました。アテは能登の林業振興に欠かせない重要な資源ですが、成長にはとても時間がかかります。森づくりの始まりは苗。先人たちが増やしてきた大切なアテを守っていくため、森林組合ではこれからもアテの苗木を作ろうと考えています。」と将来を見据えます。

能登地方の森・里・海の繋がりの中で育まれてきたアテ林業は、地元で暮らす人々の深い思いとともに地域固有の木の文化や景観を支え、これからの新しい日本の木の文化の発展に大きな役割を果たすことが期待されます。

注1 地面近くから横に張り出した下枝が地面に接するとその枝が根付くことを利用した更新方法

注2 挿し穂を直接林床に挿しつけ、株を作る更新方法

注3 枝を剥皮し、そこにミズコケなどを巻き付けることにより根を出させ、そこを切り取ることで新たな株を得る方法

写真提供… 小谷二郎氏、一二三悠穂氏





もり  
ま  
森林を活かす  
都市の木造化

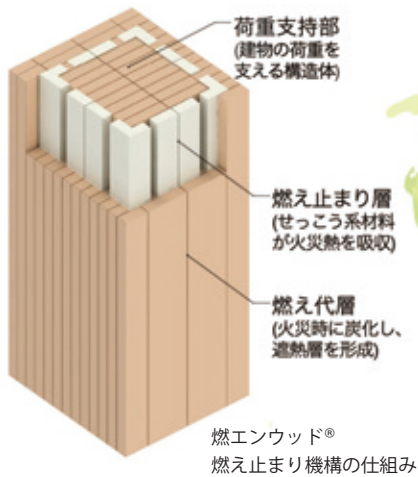
# 木のイノベーションで森とまちの未来をつくる

## 竹中工務店

2021年10月に施行された都市の木造化推進法では、「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。国と協定を締結した企業等の取組などについて紹介します。

### 1 協定締結の検討経緯

竹中工務店では2000年初頭より、持続可能な社会には循環型資源である木材活用が重要であると考え、中高層木造の技術開発を進めてきました。その1つが「燃エンウッド®」と命名した耐火集成材の技術です。そのアイデアは2003年に創起され、2006年



に国土交通大臣による1時間耐火認定の取得以降、昨年末までに合計18件の適用施工実績を積み上げてきました。現在、この「燃エンウッド®」は、3時間耐火認定を取得し、超高層木造建築の実現が可能です。また利用できる樹種も、当初のカラマツから、日本中で育つスギ・ヒノキまで広がっています。更に、その1時間耐火認定の技術はオープン化も行いました。当社では、2016年に木造・木質建築推進本部を発足させ、「木のイノベーションで森とまちの未来をつくる」をミッションに活動しています。今回、これまでの国産材利用促進の取り組みを官民協働へと発展させ、中高層木造建築の一層の市場拡大に貢献していきたいと考え、2022年6月に農林水産省と協定の締結に至りました。



### プロジェクト実績

左上：大阪木材仲買会館 左下：三菱地所 PARK WOOD 高森  
中下：タクマビル新館（研修センター） 右：HULIC & New GINZA 8



## 2 協定に基づく構想の概要

協定では、「中高層木造建築等の推進による木材利用拡大」を掲げ、以下の3つの構想の実現を目指しています。

① 木のイノベーションにより、木材の活用可能な領域・自由度を拡大させ、中高層木造建築物等での国産木材の利用を促進する

② 森林資源と地域経済の持続可能な好循環「森林グランドサイクル®」の構築と普及活動を図る

③ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）に規定する合法伐採木材等の利用によりSDGsへ貢献する

当社は「燃エンウッド®」を適用した初めての耐火木造建築である「大阪木材仲買会館」を2013年に完成させました。以降、日本初の高層木造建築として、集合住宅では2019年

に「三菱地所 PARK WOOD 高森」、オフィスでは2020年に「タクマビル新館」、商業では2021年に「HULIC & New GINZA 8」の設計施工を行ってきました。

その過程では、異材料との接合技術、木材を「現し」で見せる技術、建築構造・設備の融合など、「木のイノベーション」が不可欠です。当社は、木造建築の魅力に加え、必要な技術に関して、見学会、講演、メディア等を通じて情報発信し、理解促進に努めて参ります。

都市における中高層建築の木造化は、木材利用を介した地域と都市の経済循環としても捉えることができます。当社では、こうした森林資源と地域社会の持続可能な好循環を「森林グランドサイクル®」と名付け、顔の見える木材調達や木質、バイオマス発電などによる「森の産業創出」、出材地での植林・育林といった「持続可能な森づくり」まで拡げ取り組みます。

## 3 協定に基づく取組

今回の協定締結以降、2022年12月末までに整備した物件は、木造と内外装の木質化を合わせて6件あり、木材2,240㎡を活用しました。また、木造化を検討する建築主等に対して、当社設計・施工した建物の見学会を

同年12月までに計132回開催し、建築・工事の概要や当社の取組を説明し、木造建築の意義や可能性の普及を図りました。

## 4 今後の抱負

最近になり、超高層木造建築の計画がいくつか発表され始めました。2026年には三井不動産の「(仮)日本橋本町一丁目3番計画」、2028年度には、「東京海上日動火災保険新・本店ビル」が竣工予定です。この世界的にも注目される超高層木造建築の実現に向けて、当社では、新たな技術開発への挑戦を続けていきます。

更に2025年大阪・関西万博のシンボルとなる大屋根（リング）は、世界最大級の木造建築になる予定ですが、これを木造建築の良さを多くの人に広める絶好の機会として捉え、技術力を発揮していきたいと考えます。

## 5 協定制度への期待

今後国内にて、木造建築市場を拡大していくには、大きく3つの課題（①技術開発②サプライチェーン新構築③規制合理化）があるとされます。

これらの課題が解決されることで、木造建築の需要が高まり、建設コストも下がっていくことが期待されます。欧米では同様の課題解決に20年を要したとのことです。日本では、欧米に追いつくために5年から10年間で解決を図る必要があると考えます。



森林資源と地域経済の持続可能な好循環



(仮)日本橋本町一丁目3番計画  
完成予想パース (2020年9月時点)  
提供：三井不動産・竹中工務店



大阪・関西万博大屋根（リング）

提供：2025年日本国際博覧会協会





外務省在シアトル日本国総領事館  
領事 本田 知之

# 米国発イノベーションを 日本経済が取込むために

## 「T都市シアトル」

パンデミックの真ただただ中の2021年3月、人が少なく閑散としたシアトルに私は降り立ちました。その頃のシアトルは、Black Lives Matter\*1デモ隊の「自治区」の夢の跡や、路上に溢れるホームレスの人々、アジア人へのヘイトクライムニュースなど、まさに「混沌」といった状態でした。その後、巣ごもり需要による世界的なテックバブルが起こり、Amazon、マイクロソフトなどのテックジャイアントの本社を有するシアトル経済の回復の勢いは目を見張るものがありました。テック人材を中心に人件費が高騰し、それに伴って物価も上昇。シアトル郊外のベルビュー市の住宅価格は、一時期ニューヨークのそれを超えるものとなりました。現在では、FRBの度重なる利上げなどの景気抑

の影響もあり、テックジャイアントは拡大しすぎた人員の削減に動いています。一方、昨年12月のChatGPTのリリースに端を発して生成AIブームが生まれ、マイクロソフト擁するシアトルは再び世界の注目を集めています。

## ジャパンスシアトルA-1 ミートアップ

さて、私は米国シアトルで経済・文化担当領事として働いています。その業務は多岐にわたるのですが、「T都市シアトル」ならではの事例を1つご紹介したいと思います。シアトルはAmazon、マイクロソフトを生み出した優れたスタートアップエコシステム<sup>※2</sup>を有しており、近年では、マイクロソフトなどの従業員がスピノフという形で起業するという好循環が機能



写真2 シアトル近郊の「マウント・レーニア」



写真1 シアトルの街並み



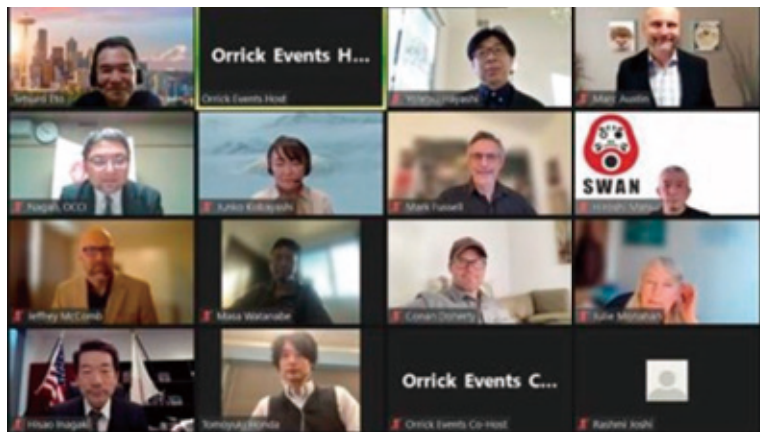


写真4 Japan Seattle AI Meetup (オンライン開催)

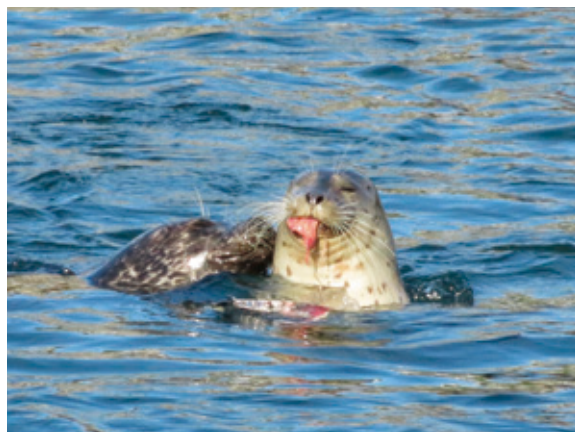


写真3 港町シアトルに出没するアザラシ

しています。当館では、シアトルエコシステムが内包するイノベーションカのため、Japan Seattle AI Meetup というイベントに協力を行っています。これは、日本企業とシアトルスタートアップのマッチングイベントであり、これまで20回開催され、12のスタートアップの日本進出・日本企業との協業が実現しています。

日本の大企業は、伝統的な企業風土が時代遅れと揶揄されることもありますが、米国にいとそのブランド力が健在であることを強く感じます。例えば、シアトルで走っている車を見渡しても、その多くは日本車ですし、ウォーレン・バフェットの株式保有拡大で注目されている日本の商社もそのブランド力を維持しています。このようなグローバルなブランド力を有する日本企業がシアトルのイノベーション力を取込むことで相乗効果を起こし、日本経済のドライブの一つとなることを期待しています。

## 日本企業による森林投資

さて当地では、日本の企業により、米国有林界に興味深いトレンドが生まれています。近年、米国の森林投資に興味を示す日本企業が増えてお

り、例えば、住友林業は今年1月、米国に森林アセットマネジメント会社を立ち上げました。この背景には、カーボンプレジット市場の発達による森林投資の内部収益率<sup>※3</sup>の向上があるようです。この動きが今後どうなるのか、そして日本の森林ビジネスにどう影響するのか、引き続き注目していきたいと思っています。

※1 米国で始まった人種差別抗議運動。  
 ※2 新しいビジネスを創出するスタートアップ企業を支援するための産業生態系のこと。

※3 投資の元金をどれくらいの期間で回収することができるか、その効率を数値化したもの。元金をより短期間で回収することのできる投資ほど高くなる。



写真6 休日に訪れたザイオンナショナルパーク



写真5 外務省共催の文化イベント



国有林野事業の取組

# えりも岬緑化事業70周年記念行事

## 〜2023リン子とルンルン海の森づくり(植樹祭)〜

北海道森林管理局 日高南部森林管理署

### はじめに

令和5年5月17日、えりも町百人浜展望台において「えりも岬緑化事業70周年記念植樹祭」(主催:えりも岬緑化事業70周年記念行事実行委員会、以下「実行委員会」)が開催されました。

かつてえりも岬は、燃料採取のための森林伐採や家畜の過放牧、バッタの大群による被害などのために、「えりも砂漠」と呼ばれるほど荒廃しました。えりも岬の海岸に緑豊かな森林を蘇らせるため、国有林治山事業による緑化事業が始まった昭和28年から今年で70周年となります。今回開催された植樹祭は、これを記念するとともに、これまでのえりも岬緑化事業に捧げた情熱などの歴史を風化させることなく、次世代の子供たちに伝え、地域との絆をより一層深めることを目的に開催されたものです。

### 地域と連携した機運の醸成

実行委員会には、えりも町、えりも漁業協同組合、ひだか南森林組合といった地域関係者に、北海道森林管理局、日高南部森林管理署が参画しました。令和4年度には、イベントとして、えりも高校で講演会とパネルディスカッション、北海道森林管理局で緑化事業の資料展示などを開催し、記念植樹祭の実施に向けて機運を醸成しました。

### 記念植樹祭

植樹祭には、地元えりも町と近隣の浦河町、様似町の小学生約350人を含む約600人の皆さんが参加しました。「ミス日本みどりの大使」の上村さや香さんがオープニングのナレーションを行い、開会式の雰囲気盛り上げました。

#### 管内概要

##### 所在地

北海道日高郡新ひだか町静内緑町5丁目6番5号

##### 区域面積

306,944ha

うち森林面積 258,398ha うち国有林面積 130,169ha

##### 関係自治体

新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町



日高南部森林管理署は、北海道の中央南西部に位置する日高流域の南部に広がる約13万haの国有林を管理経営しています。東側には、急峻で標高1,500mを超える日高山脈があり、南側は太平洋に面しています。

管内の広域が日高山脈襟裳国定公園に指定されており、山岳や豊かな自然景観などの観光資源にも恵まれ、多くの人々に利用されています。

また、新冠川、静内川、三石川、元浦川など急流河川が多く、豊かな水を供給することにより漁業や電源開発などで地域産業に重要な役割を果たしています。



北海道

日高南部森林管理署

植樹会場



続いて、日高南部森林管理署の森谷署長による力強い「開会宣言」で植樹祭が開会し、実行委員会の坂本好則委員長（えりも漁業協同組合長）、えりも町の大西正紀町長、北海道森林管理局の上練三局長が挨拶で、先人の努力と功績への敬意と今後も緑化事業を継続していく決意の表明がありました。

開会式には特別ゲストとして、浦河町出身の映画監督で現在この緑化事業を題材とした映画「北の流氷（仮称）」を制作中の田中光敏監督が出席され、「積み重ねる力は奇跡を起こす、諦めなければ夢は叶う、その心を持ち続けたいからこそ今のえりもがある」と激励の言葉をいただきました。

その後、参加者の皆さんはクロマツの苗木1,200本を植樹しました。それぞれスコップで穴を掘り、一本一本やさしく土をかけ、植えていきました。普段は風の音しか聞こえないこの場所にも、この日は、笑顔と歓声が響き渡っていました。皆で植えた苗木が大きく育つことを願いつつ、閉会しました。

**🌱 これからの緑化事業**  
えりも岬国有林はクロマツ一斉林が多い状況ですが、かつての森林の状態に近づけるため、現在、密集しているクロマツの間引きを行い、空いたところへカシワやミズナラなどの広葉樹を植栽して、針広混交林化を目指しています。

日高南部森林管理署では、今後も地域との連携を保ちながら緑化事業を推進していくとともに、全国の海岸林の造成事業の見本となり、多くの方々に森林と海との絆にふれていただけたらという森林づくりを進めていきたいと考えています。



植樹祭開会式



田中光敏映画監督



司会を務めたみどりの大使



10年前の植樹祭で植えた木



植樹する子どもたち



参加者で記念撮影



# 豊富な保証実績により経営をサポート

## ～林業信用保証のご案内～

森林資源が充実する中、木材加工技術が高度化、中高層建築物にも木材利用が進められるなど、今、林業・木材産業にはビジネスチャンスが到来しています。その一方で、林業・木材産業を営む方の多くは中小零細企業や個人であるため、自力のみでは資金調達が難しいケースが多いのが現状です。

このため、公的機関である農林漁業信用基金では、林業・木材産業を営む皆様が融資を受けられる際の債務を保証することにより、経営をサポートしており、その実績は制度創設以来60年間で17万件に及びます。

林業信用保証では、都道府県が無利子又は低利で貸付を行う「林業・木材産業改善資金」や「木材産業等高度化推進資金」への保証のほか、特に近年は、

- 自然災害や新型コロナウイルス感染症等により事業継続に支障が生じている方の資金繰り支援
  - 新規に創業される方、他業種から参入される方を対象とした財務諸表によらない将来性評価による保証
- にも取り組んでいます。

当基金は、全国の林業・木材産業に特化した保証を行っているため、専門的な情報の提供ができ、様々な案件への対応が可能です。

「林業信用保証」の活用を是非ご検討ください。



事業継続を支援（写真提供：山口県）

### 対象となる業種

- ①造林・育林
- ②素材生産
- ③木材・木製品製造
- ④薪炭生産
- ⑤林業種苗生産
- ⑥きのこ生産
- ⑦木材卸売・市場
- ⑧木材製品利用

### 対象となる資金

- ・ 苗木、立木、資機材の調達費、燃料費、人件費、機械のリース料などの運転資金
- ・ 事務所・工場、林業機械、木材加工機械、運送用車両等の導入などのための設備資金

### 保証料

- ・ 年0.15～1.80%と低位で、財務内容により適用
- ・ 日割り計算のため無駄がない



パンフレット「林業信用保証のご案内」より

### お問い合わせ先

#### 独立行政法人農林漁業信用基金

〒105-6228 東京都港区愛宕2-5-1  
虎ノ門ヒルズMORIタワー28階

TEL: 03-3434-7825

(保証制度や出資金について)

03-3434-7826、7827

(保証の申込や利用について)

#### 農林漁業信用基金 HP

<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>





# みどりの大使 が行く!



2023ミス日本みどりの大使  
かみむら 上村 さや香

皆さまこんにちは。2023ミス日本

本「みどりの大使」上村さや香です。最近の趣味は「国産木材アイテム集め」です！名刺入れやボールペン、手帳、トートバッグ、墨歯ブラシなどがありますが、1番のお気に入りには髪飾りです。みどりの大使の活動の時には髪につけ、国産木材の力をもらって頑張っています。他にもおすすめめの国産木材アイテムがあれば教えてください♪

## 森のようちえん

7月9日に開催された「こどもの森づくりフォーラム in SAITAMA」で司会を務めることになり、その前に、当日事例発表される2つの園に伺ってきました。

さいたま市の「浦和ひなどり保育園」では、隣接するお寺の裏山「どんぐり山」で園児のみんなが遊んでいます。



た。驚いたのは、裸足で竹登りをする園児の姿です。大人が見上げるほど高いところまで登る園児のみんなが満面の笑みで楽しむ姿に「森林×子ども」の持つ力の大きさを感じました。一緒

に遊んでいると、ある男の子が「蜂がいる！」と大きな声でみんなに知らせました。しかし慌てる園児は一人もいません。頭を低くし忍び足で蜂から離れます。危険を自分で察知し、自分の身は自分で守る術を学んでいることにとっても感動しました。

続いて、秩父市の「花の森こども園」。園の周りには森、そして川も流れ自然いっぱいです。森の中で園児は、つるにぶらさがり、自然のブランコを作り遊んでいました。そして驚いたのは、毎週木曜日の「同じ釜の飯の日」です。子どもたちで田植えをし、稲刈りをしたお米を研ぎ、カマドで炊きます。お互いに助け合って行い、一緒にご飯を食べることで、生命の循環を学んでいます。小さな手で刃物や火を扱う姿にまた感動しました。いつかみんなの作ったご飯を食べに行きたいです♪



## こどもの森づくりフォーラム

そして、フォーラム当日を迎えました。人類と森についての関係性や「森」が現代の人にもたらす効果、そして卒業生の傾向を数々のデータで示し、「森のようちえん」の活動は子どもの好奇心や発想力を豊かにし、自尊心も育むことが分かってきているそうです。事例発表では、ご紹介した園の園長先生方が「こどもの森づくり」について発表を行いました。

子どものもつ素晴らしいエネルギーとキレイな空気を作る清らかな森が相乗効果で明るい地球、明るい未来を創っていくと感じ、「森に携わらせてもらって良かった」と心から思った1日となりました。







台風、山火事などの災害による  
森林の損害への大切な備え

加入できる森林は？

人工林を対象としています。

誰でも申し込める？

個人、法人を問わず  
どなたでもお申し込み  
いただけます！

相談・申込先は？

最寄りの森林組合、  
森林組合連合会に  
お気軽にご相談ください。

森林保険についてもっと知りたい！  
という方はこちら！

詳しくはホームページをご覧ください▶



森まえっ  
がさか  
!?か

予期せぬ自然災害…備えは万全ですか？

# 森林保険

山火事や豪雨、大雪など8種類の災害に備えるセーフティネット

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林保険センター  
お申し込みは、お近くの森林組合、または森林組合連合会へご相談ください。

全国森林組合連合会・道府県森林組合連合会・森林組合

## 山火事や森林気象害のリスクには、森林保険で備えることができます！

### お支払い事例（平成31年 風害）

ヒノキ・44年生（大阪府 公有林）  
 実損面積／契約面積 0.45 ha／0.85 ha  
 支払保険金 1,409,940円  
 （参考）ha 当たり保険料 7,989円／年



### 保険金のお支払いの対象となる8種類の災害

<p>山火事で受けた損害</p>	<p>乾燥による枯死などの損害</p>	<p>豪雨、洪水による埋没、水没、流失などの損害</p>	<p>豪雪・積雪による幹折れ、根返りなどの損害</p>	<p>潮風、潮水浸水などによる枯死などの損害</p>	<p>凍結、寒風などによる枯死などの損害</p>	<p>暴風による幹折れ、根返りなどの損害</p>	<p>火山噴火による焼損、幹折れ、埋没、根返りなどの損害</p>
------------------	---------------------	------------------------------	-----------------------------	----------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------------

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



本誌に使われている紙は、日本の森林を育てるために間伐材を積極的に使用しています。

「林野」は林野庁 HP でもご覧になれます。詳しくは

情報誌 林野

検索

